

平成 2 4 年度

国の予算編成に対する要請書

平成 2 3 年 7 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

本市では、これまで新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を市政の基本方針として、その実現に向けた取組と「行財政改革プラン」の取組の緊密な連携を図りながら、川崎再生の基本的な道筋をつけてまいりました。そしてこのたび策定した新総合計画の今後３年間の具体的な取組を定める「第３期実行計画」と「新たな行財政改革プラン」により、本市のまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現を目指して、川崎再生から「新たな飛躍」に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

このたび発生した東日本大震災やそれに起因する原子力発電所災害は、日本経済への影響はもとより、日本社会全体に大きな影響を及ぼす未曾有の大災害となりました。また、少子高齢化の進展への対応なども急がれるところであり、国全体が極めて厳しい状況に直面しております。

こうした状況から一刻も早く立ち直るためには、基礎自治体が、災害に強いまちづくりや、都市の再生、環境問題や少子高齢社会への対応など緊要な施策に重点的に取り組むとともに、地域にふさわしい形で自主的・自立的なまちづくりを推進していく必要があります。

そのため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても地方が自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠であります。

平成２４年度には、地域主権推進大綱の国会提出も予定されておりますが、本市では、地方税財源の充実確保などについてもここに提案いたしますので、国においては、これら地方の意見を尊重し真の分権型社会の実現に向けた改革を精力的に進めるよう強く要請いたします。

また、改革が達成されるまでの間は、本市の事務事業の推進にあたり国の適切な財政措置が必要な分野も多くありますので、平成２４年度国家予算編成において適切な措置を講ずるよう要請いたします。

平成２３年７月

川崎市長 阿 部 孝 夫

目 次

重 点 要 請 項 目

○ 地震防災対策に関する事項

東日本大震災を踏まえた防災基本計画の見直しについて・・・・・・・・・・	4
石油コンビナート等における安全対策及び災害対応力の強化について・・・・・	6

○ 東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質放出に係る対策

放射線対策の充実強化について・・・・・・・・・・	8
放射性物質が検出された下水汚泥等の取扱いについて・・・・・・・・・・	10

○ 地方財政措置の充実

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・	12
社会保障と税の一体改革について・・・・・・・・・・	14
国庫補助負担金の改革（地域自主戦略交付金）について・・・・・・・・・・	16
指定都市の事務配分や財政需要に応じた税財源の充実確保について・・・・・	18

○ 日本の成長戦略を支える取組の推進

川崎港の機能拡充について・・・・・・・・・・	20
臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・・・・・・・・	22
殿町3丁目地区を中心とする国際競争拠点の整備推進と 国際戦略総合特別区域の指定について・・・・・・・・・・	24
ナノ・マイクロ理工学分野における産学官共同研究拠点の形成促進について・	26

○ 福祉施策等の推進

生活保護制度の抜本的改革について・・・・・・・・・・	28
子育て家庭への手当支給制度について・・・・・・・・・・	30
保育所整備推進及び保育所職員配置基準の改善に対する 継続的な措置について・・・・・・・・・・	32

その他の要請項目

○ 都市基盤整備等の推進

川崎縦貫高速鉄道線の整備推進について	3 8
川崎駅周辺地区の整備推進について	4 0
小杉駅周辺地区の整備推進について	4 2
川崎縦貫道路の整備推進について	4 4
道路・橋梁整備推進について	4 6
街路整備推進について	4 8
首都高速道路の料金施策に係る措置等について	5 0
京浜急行大師線連続立体交差事業について	5 2
新川崎・鹿島田駅周辺地区の整備推進について	5 4
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について	5 6

○ 防災対策の推進

消防施設及び緊急消防援助隊の整備推進について	6 0
地域防災力の強化について	6 2

○ 快適環境施策の推進

公園等整備推進について	6 6
緑地保全事業について	6 8
「（仮称）リサイクルパークあさお」整備推進について	7 0
再生可能エネルギーの導入促進について	7 2
下水道整備事業の推進について	7 4

○ 福祉施策等の推進

国民健康保険財政の確立について	7 8
「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について	8 0
障害者制度改革に係る財政措置等について	8 2
成人ぜん息患者医療費助成事業について	8 4
小児救急医療体制等の拡充について	8 6
予防接種事業の抜本的改革について	8 8
妊婦健康診査事業について	9 0
大都市圏における幼稚園就園奨励費補助単価の拡充について	9 2
「子ども・子育て新システム」の円滑な実施に向けた制度検討について	9 4
ホームレスの自立支援について	9 6
近時の社会情勢の下での就労自立支援等について	9 8

○ 教育・青少年施策の推進

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業について	1 0 2
義務教育施設の整備推進について	1 0 4

重 点 要 請 項 目

平成24年度 重点要請項目について

本市では、このたび平成23年度からの新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画を策定しました。この第3期実行計画は、本市における当面の人口増への対応、少子高齢化の進行や人口減少期への転換を見据えた中長期的なまちづくりの方向性を踏まえた取組、災害に強いまちづくりへの取組、社会経済状況の変化等に的確に対応した取組、これまでの取組により出てきた芽を育て、しっかりと根を張るような取組を進める、川崎再生から次なる飛躍に向けた3か年の計画としています。

こうした中で、地域にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを進め、豊かで暮らしやすい社会をつくるためには、国・県に依存しない自治体運営を可能とする真の分権型社会の実現に向けた改革が是非とも必要です。

また、真の分権型社会の実現に向けた改革は、明治以来の中央集権体質から脱却して国と地方公共団体が対等の立場で対話ができる新たなパートナーシップの関係へと抜本的に転換することにより、国のかたちを変え、国と県と市町村の三層構造により生じる重複の無駄を省く重要な改革でもあり、その推進は緊要な課題です。

国は、地方の声に真摯に耳を傾け、真の分権型社会の実現に向けた改革の推進に不退転の覚悟で取り組むべきですので、地方税財源の充実や事務配分に応じた税財源の確保、国庫補助負担金の改革、さらに、生活保護制度の抜本改革などについて重点的に要請します。

また、東日本大震災を受けて、市民の生命財産を守る地震防災対策や、放射性物質対策に関する対応及び今後の日本の成長戦略を支える取組や臨海部再編整備の推進などに係る財政措置についても重点的に要請します。

東日本大震災を踏まえた防災基本計画の見直しについて

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

本市は、これまでも震災対策を進めてきたところであるが、従来の想定を大きく上回ったこの度の震災を踏まえ、さらなる震災対策を早急に講じていかなければならない。その被害を最小限にするため、地域防災計画の見直しができるよう、国においては、今後、東海・東南海・南海地域などで発生が予想される大規模地震の被害想定を早急に策定したうえ、津波対策や液状化現象等への対応を含む、防災基本計画の見直しを速やかに行うこと。

■ 要請の背景

- 首都圏においても東海地震や関東直下型地震発生の切迫性が指摘されています。
首都圏で大規模地震が発生した場合、国の機関を始め、首都圏の大都市機能が停滞することによる発災時の初動対応や復旧対策の遅れが懸念されるところです。これまでの首都圏近郊間での防災協力体制の枠組を越える、東北、中部、関西地方等との広域的なブロック間での更なる防災協力体制の強化や、首都圏防災対策の総点検、及びそれに基づく大規模災害対策の強化が必要です。

【津波対策について】

- 本市では、元禄関東地震では1.5m、大正関東地震では1mの津波を計測したとされていますが、今回の東日本大震災では1.6mの異常高潮位を観測しています。
- 東海、東南海、南海地震など、海溝型大規模地震が連動して発生した場合などに、

従来想定されていた津波の高さを上回る可能性があります。

- 本市では、臨海部に日本有数の石油コンビナートを擁しており、石油コンビナート被害を最小限にする事前の対策について、早急に検討する必要があります。

【液状化現象等について】

- 東日本大震災では、東北地方から関東地方までの震度5強以上を観測した地域を中心に広範囲で液状化の被害が発生しましたが、被害を受けた地点と隣接しているにもかかわらず、まったく被害を受けていない埋立地もあることから、科学的根拠に基づく液状化現象の原因究明が喫緊の課題です。
- 本市では、埋立地である東扇島を中心に被害が発生したことから、石油コンビナート地域を含む臨海部地域を中心とした液状化による被害への対応について、早急に検討する必要があります。
- また、本市内には、宅地耐震化推進事業として抽出した大規模盛土による造成地が約2,500か所あり、平成19年度から第2次スクリーニング調査を実施し盛土造成地の安定性などを調べています。
- その結果、仮に、対策工事が必要となった場合には、現行の宅地耐震化推進事業は、基本的に住民負担が工事費の1/2となっており、住民の合意形成は困難であることなどから、対策を進めていくためにはさらなる対応策を検討する必要があります。

この要請文の担当課／総務局危機管理室企画調整担当 TEL 044-200-2793

石油コンビナート等における安全対策及び災害対応力の強化について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 石油コンビナート地区における危険物施設の安全対策の強化を講ずること。
- 2 石油コンビナート火災に対応した消防車両及び資機材の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

○ このたびの東日本大震災では、各地の石油コンビナート地区に地震・津波による被害が発生しました。本市のコンビナート地区に同規模の災害が発生した場合における危険物施設の被害を軽減するために、大量の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクの損傷、滑動、漂流等を防ぐための対策の検討、屋外貯蔵タンクに係る地震対策の強化に係る技術基準の確立、地震・津波で消火設備等が不能になった場合の有効な防災対策などの検討が求められています。

○ 特に、旧基準で設置された容量1,000キロリットル以上の屋外貯蔵タンク（総数484基）は平成25年12月31日までに、容量500キロリットル以上の屋外貯蔵タンク（総数251基）は平成29年度末までに、それぞれの現行の耐震性基準に適合させる必要がありますが、タンク本体の耐震対策及びタンク地盤の液状化対策の改修状況は、下表のとおりとなっています。

平成23年5月25日現在

屋外タンクの容量	改修状況（耐震性基準の適合率）
1,000キロリットル以上	88.4 %
500キロリットル以上1,000キロリットル未満	39.8 %

このことから、事業者に対し、屋外貯蔵タンクの早期改修等に向けて積極的な指導を行っているところですが、万が一、市内において大規模地震が発生した場合には、

これら耐震性基準を満たさない屋外貯蔵タンクからの危険物の流出や、さらには、津波等による広範囲にわたる危険物災害が発生する可能性があります。

大規模地震時における石油コンビナート地区の危険物施設について、さらなる安全対策の強化が急がれます。

- このたびの東日本大震災では、各地の石油コンビナート施設で火災が発生し、本市からも緊急消防援助隊を現地に派遣し、消火活動の支援をしてきたところです。本市においても同様の火災が発生する恐れがあることから、これらに即応するためにも、さらに消防車両及び装備品を充実強化する必要があります。



(千葉県市原市での火災状況)

- 平成15年9月に発生した北海道十勝沖地震では、北海道苫小牧市で石油コンビナート火災が発生し、消防庁長官からの要請により泡消火薬剤を提供、緊急消防援助隊を現地に派遣するなどして、消火活動に協力したところです。このような過去の経験を踏まえ、石油コンビナート火災で被害を軽減させるためには、消防力の整備指針で求められている水準の泡消火薬剤の備蓄では不十分であり、真に必要な量の泡消火薬剤を備蓄し、さらに初動体制を強化する必要があります。



(北海道苫小牧市での火災状況)

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044-223-2512
／消防局予防部危険物課	TEL 044-223-2738
／消防局総務部施設装備課	TEL 044-223-2553

放射線対策の充実強化について

【内閣府・厚生労働省・環境省】

■ 要請事項

- 1 市民の生命・身体を守るため、様々な放射線対策の充実強化を早急に進めること。
- 2 放射線に関する統一的な測定方法、安全基準を策定し、公表すること。
- 3 放射線測定の実査体制の整備等、放射線対策に要する費用は、国が全て負担すること。
- 4 放射線測定により、放射性物質の付着が確認された廃棄物及び焼却灰の処理方法及びその基準を策定し、公表すること。

■ 要請の背景

- 本市では、東京電力福島第1原子力発電所の事故により、市民の放射線被害に対する不安感が高まっていることから、3月15日より大気放射線を測定し、その後、水道水や農産物等の検査を実施してきました。さらに、6月10日からは、市内の保育園、幼稚園、学校、公園の放射線の測定を行ってきました。
- しかしながら、放射線の測定方法や安全性確認のための基準、とりわけ乳幼児や子どもを対象とした基準がないことから、対応に苦慮しているところです。本市では現在、文部科学省が目指すこととしている一般公衆の年間線量限度（1ミリシーベルト以下）をもとに時間あたりの大気中の放射線量の目安を算定し、運用していますが、大気を含め、土壌、水質などの安全基準を国において早急に策定することが求められています。
- また、放射線の測定に関する検査機器は高額であり、長期的に検査精度を維持していくための機器の保守管理に多額な費用が発生することから、継続的に大きな財政負担が生じます。
- 農畜産物の検査に際しては、現状では検査検体の収去により行っていますが、事故に伴う検体の提供にあたっては、当該検体を買上げるなどの措置の検討が必要です。ついては、国がその費用の負担も含め、一定の考え方を示す必要があるものと考えます。
- 加えて、放射性物質の付着が確認された廃棄物及び焼却灰の処理については法律上の規定が無いため、安全性の確認や処理の方法等について統一的な基準の策定が必要です。

放射線の測定に関する現状の問題点及び課題

測定結果や測定方法に関する統一した基準がないことによる問題点等

(評価基準について)

- 環境中の大気、土壌及び水質には放射線に関する評価基準がないため、測定しても健康影響に関する評価が困難である。こうした中で、一部の自治体では、対策等の目安とする基準値を独自に設定している。

⇒ 本来は、国による統一した基準によって評価するべき

(測定方法について)

- 現在、多くの自治体で、学校、保育園、公園等において地表面付近の空間放射線量を測定しているが、自治体ごとに測定機器や地表面からの測定ポイントの高さが異なっている。

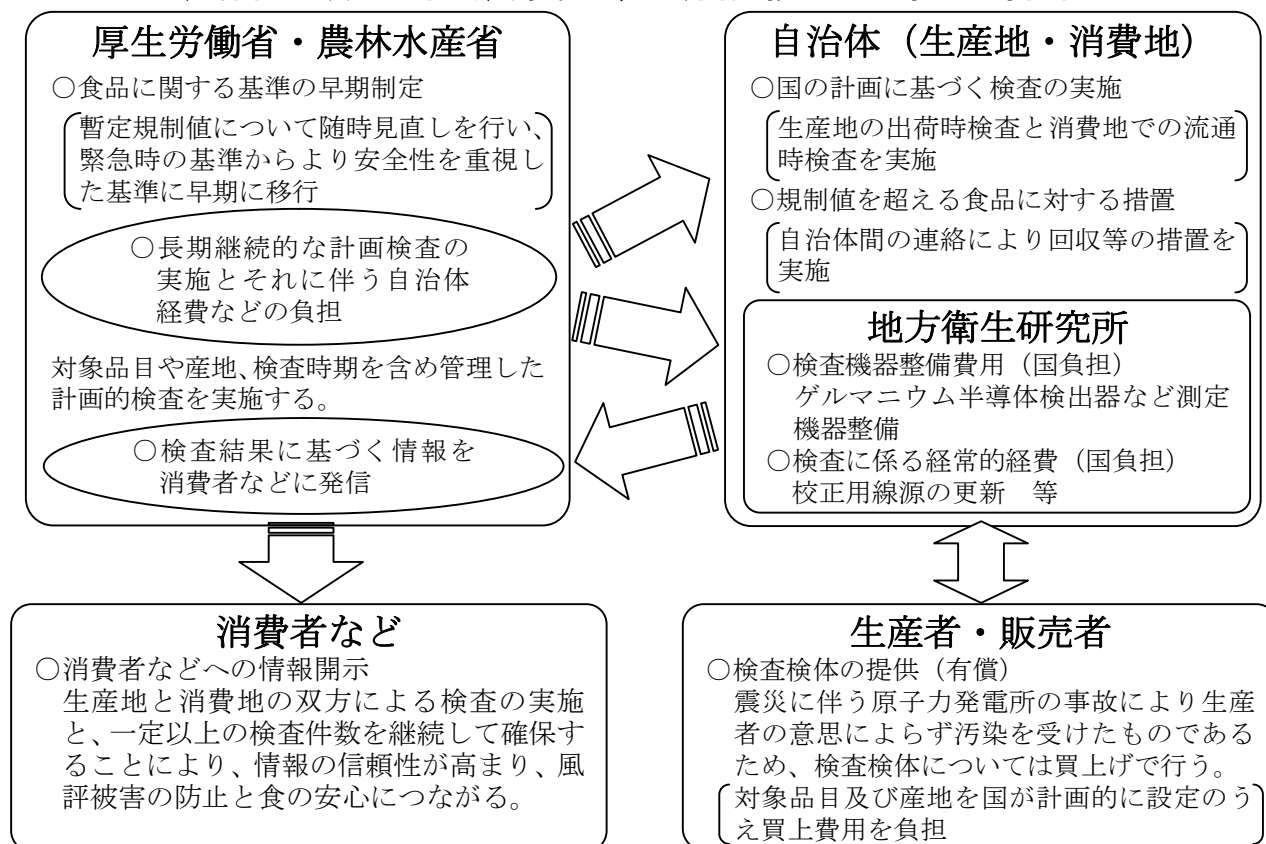
⇒ 本来は、国による統一したマニュアルに基づいて測定を実施するべき

測定機器の整備及び監視体制の充実

- 原子力発電所等の事故による放射性物質の漏洩は、広域的に影響を及ぼすおそれがあることから、国において監視体制のさらなる充実を図ることが重要

⇒ 本市を含む周辺地域においても、国の全額負担により、空間放射線量のモニタリングポストの増強を図るとともに、市民ニーズを踏まえて土壌の核種分析を実施するべき

食品の放射能濃度の長期継続的な検査体制



この要請文の担当課／総務局危機管理室企画調整担当	TEL 044-200-2793
／健康福祉局健康安全室	TEL 044-200-2445
／環境局環境対策部環境対策課	TEL 044-200-2546
／環境局施設部処理計画課	TEL 044-200-2589

放射性物質が検出された下水汚泥等の 取扱いについて

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

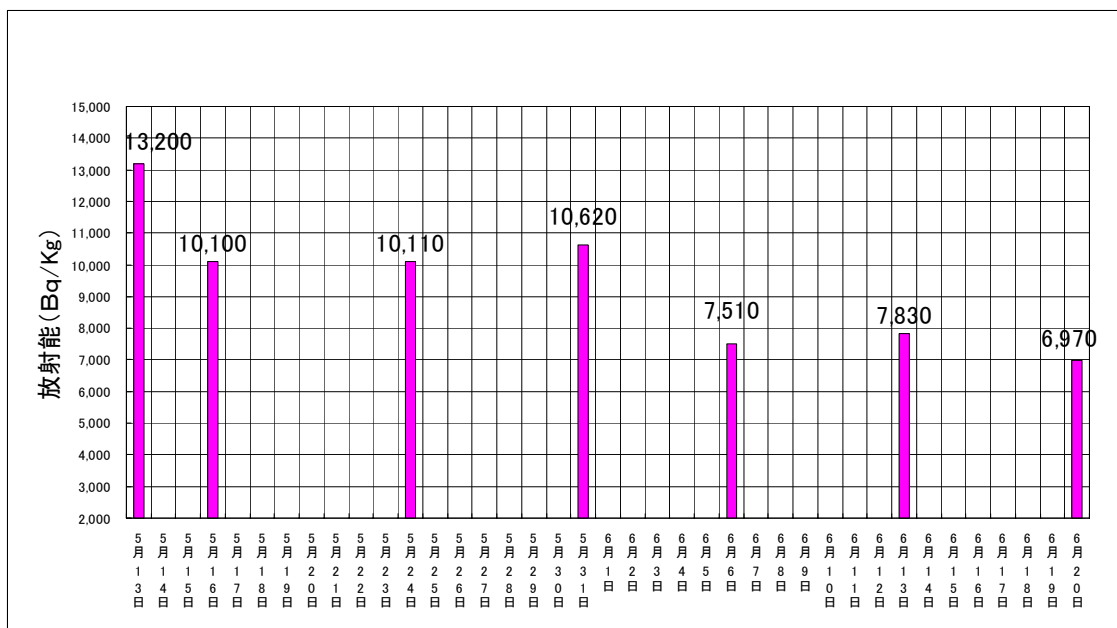
- 1 放射性物質が検出された下水汚泥等の円滑な資源化・最終処分について、さらなる対策を講ずること。
- 2 資源化・最終処分が可能となるまでの間の保管に係る経費や、通常の処分以上に要する経費に対しては、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

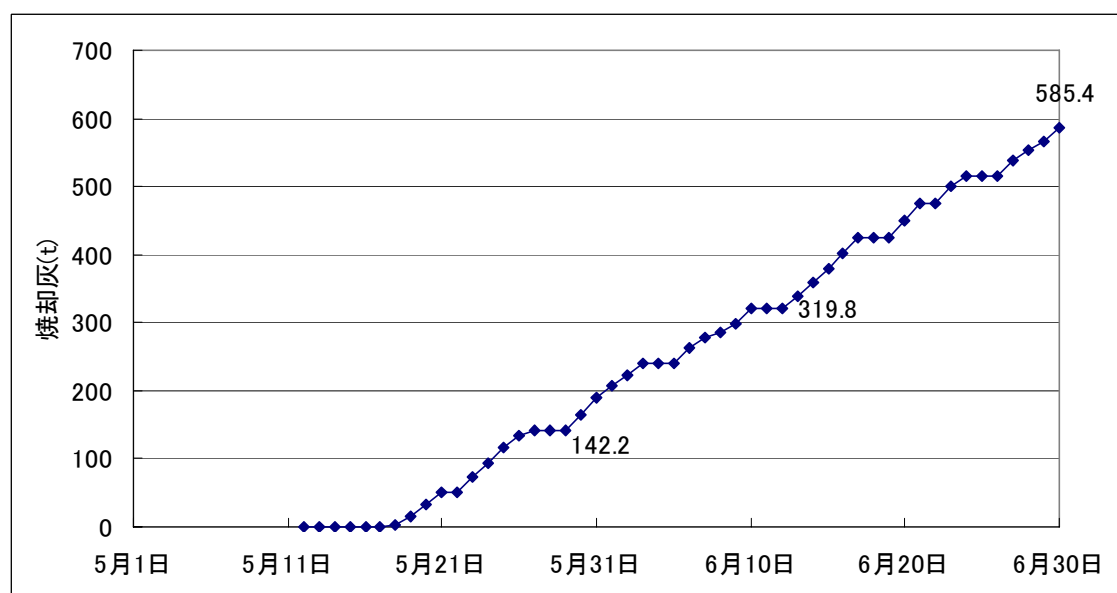
- 東日本大震災に伴う原子力発電所からの放射性物質の放出により、東日本を中心に各地で下水汚泥等から放射性物質が検出され、下水汚泥等の資源化・最終処分ができない状態となっています。これを受け、国より平成23年6月16日に【放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方】が示されましたが、検討すべき課題が多く、資源化や最終処分地の確保には未だに至っておらず、下水汚泥等の管理に伴う追加的負担が発生しています。
- 本市における下水汚泥等からは、5月13日に試料を採取、分析して以来、現在まで、放射性セシウムが検出され続けています。
- 放射性物質が検出された汚泥焼却灰は、6月末現在で約585トンに達しており、入江崎総合スラッジセンターの汚泥焼却施設内などに、適切に保管しておりますが、周辺住民からは不安の声が多数寄せられています。
- 施設内における保管場所の確保が困難となっているため、別の候補地を検討していますが、適切な運搬や管理を行うためには、相当の経費が必要となります。

入江崎総合スラッジセンターにおける下水污泥焼却灰の放射能測定結果

(数値は放射性セシウム合計)



入江崎総合スラッジセンターにおける下水污泥焼却灰の保管量



地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

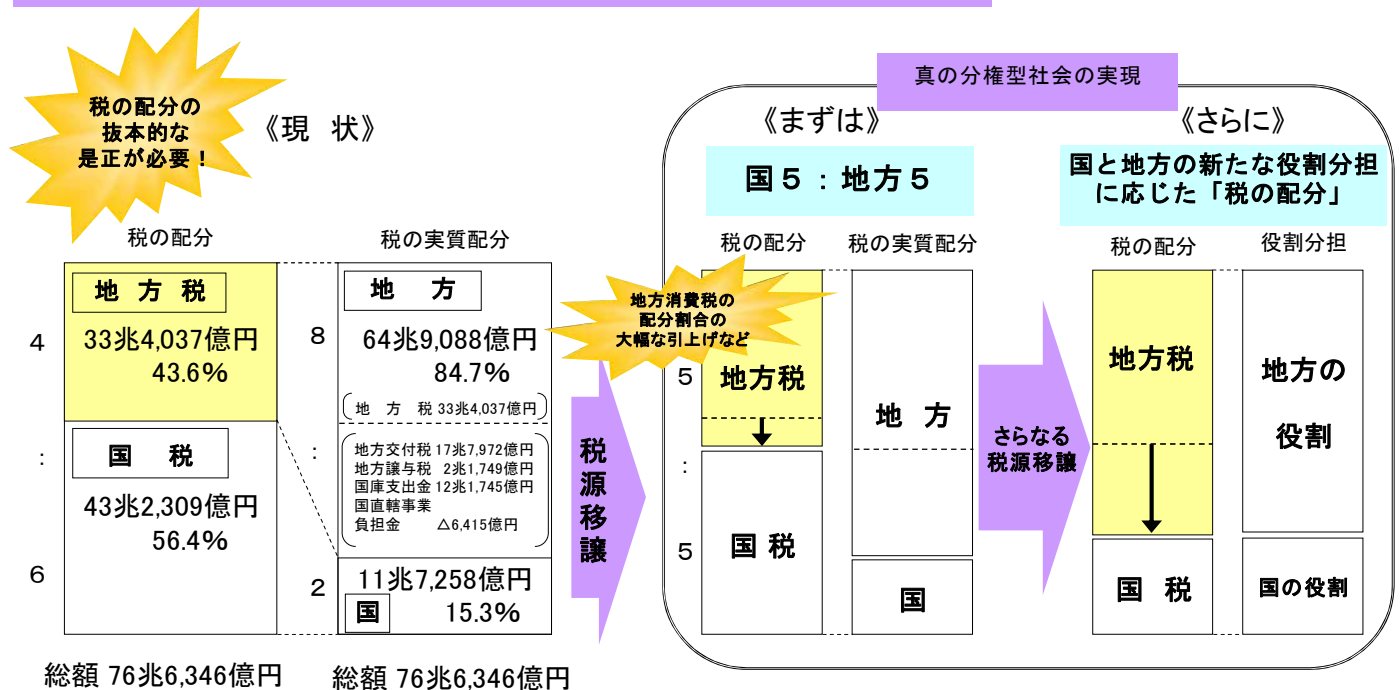
■ 要請事項

- 1 地方の意見を尊重し、真の分権型社会の実現に向けて精力的に取り組むこと。
- 2 国と地方の「税の配分」が6：4であるのに対し、「税の実質配分」は2：8と逆転している。消費税などの基幹税からの税源移譲を行い、「税の配分」をまずは5：5となるようにすること。さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めること。
- 3 国庫補助負担金は、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。なお、地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置とし、税源移譲に向けた工程を明確にすること。
- 4 国が負担すべき分野については、必要な経費全額を国が負担し、国庫補助負担金の一方向的な削減等、単なる国から地方への負担転嫁を行わないこと。
- 5 国直轄事業負担金は早期に廃止すること。また、現在行っている国直轄事業を地方へ移譲する場合は、必要経費全額を税源移譲により措置すること。

■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要であります。
- 地域主権戦略大綱では、国から地方への税源移譲の実現に向けた具体的な方策が明確に示されていません。権限移譲だけでなく、それを裏付ける税源移譲についても、地方を含めて徹底して議論し、早急に明確化することが重要であります。

国・地方における租税の配分状況（平成23年度）



国直轄事業に対する川崎市の負担

（単位：百万円）

事 業 名		国直轄事業費	国直轄事業に対する川崎市の負担額	川崎市の負担割合
整備	国 道	2,043	794	39 %
	港 湾	227	47	21 %
計		2,270	841	37 %

※ 負担額は平成21年度決算に基づく

※ 維持管理分を除く

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

社会保障と税の一体改革について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 社会保障改革に伴う費用推計にあたっては、地方単独事業を含めた社会保障サービス全体として給付と負担に関する把握を行い、国・地方を通じて安定的な財源を確保すること。
- 2 社会保障サービスは、国及び地方で提供されていることを踏まえ、消費税を引き上げる際には、国の不足分のみに充てることなく、地方消費税・地方消費税交付金の拡充を図り、地方行政を安定的に運営するための財源を確保すること。
- 3 消費税を目的税化する場合においては、現状その一部が地方固有の財源である地方交付税の原資という現状を十分踏まえ、地方行政の運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。

■ 要請の背景

- 昨今の少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、核家族化の進行などにより、社会保障サービスに対する住民の需要は多様化し、社会保障制度を支える基礎自治体、とりわけ人口の集中する指定都市の役割はますます高まっています。
- 政府、与党においては、「社会保障と税の一体改革」について検討が進められ、7月1日、「社会保障・税一体改革成案」が閣議了解されました。
- 持続可能な社会保障制度の構築にあたっては、サービス給付を担う地方の意見を反映させることが不可欠であり、今後とも、地方との十分な協議が必要です。

一体的な社会保障サービスを提供するための地方単独事業 (代表的なもの)

法令等により義務づけられた事業

(保育・子育て支援等)

- 公立保育所・幼稚園の運営
- 私立保育園・幼稚園運営助成
- 児童相談所・一時保護所の運営
- 放課後児童対策、児童館運営
- 民生児童委員の活動 等

(予防、健診、検診等)

- 予防接種（インフルエンザ等）
- 保健所、市町村保健センターの運営
- 健康診査（妊産婦、乳幼児、生活習慣病等）
- がん検診（胃、肺、大腸がん等） 等

(救急医療)

- 小児救急、周産期救急、夜間休日救急等

(生活保護、高齢者、障害者等の福祉)

- ケースワーカー
- 障害者施設、小規模作業所
- 障害者自立支援
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム 等

(国民皆保険、医療機会の確保)

- 国保保険料引き下げ
- 病院事業会計負担金・補助金・繰入金

全国的に展開されている事業

(医療費の軽減)

- 乳幼児医療費助成
- 障害児（者）医療費助成
- 母子（父子）家庭医療費助成
- 難病患者医療費助成 等

(介護・福祉等)

- 介護予防・地域支えあい事業
- 介護用品の支給事業
- 高齢者在宅支援、社会活動支援 等

(子育て支援等)

- 地域子育て支援センター 等

国と地方が一体として提供する社会保障サービス（代表的なもの）

川崎市23年度予算額(単位:百万円)

	国庫事業補助裏負担分		市単独事業分	
予防接種	996	予防接種による健康被害(国1/2)	2,105	予防接種自体(インフルエンザ等)
がん検診	146	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	1,193	胃がん、肺がん、大腸がん等
保健所経費	81	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	100	一般的保健所経費
母子・乳幼児	454	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、 妊婦健診(9回分)(国1/2)	836	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診
児童福祉	2,430	子ども手当(国定率負担)、 児童扶養手当(国1/3)	2,730	児童相談所、乳幼児医療費
保育所経費	453	私立認可保育所(国1/2)	17,552	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減
老人福祉施設	108	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	1,345	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等
障害者医療	9,188	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担 1割水準まで軽減)(国1/2)	467	その他障害者医療費
生活保護	14,127	生活保護扶助(国3/4)	8	福祉事務所(ケースワーカー等)
国民健康保険	6,152	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	531	保険料軽減
計	34,135		26,867	

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

国庫補助負担金の改革（地域自主戦略交付金）について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 地域自主戦略交付金は、あくまでも税源移譲までの経過措置とし、税源移譲に向けた工程を明確にすること。
- 2 最終的には国と地方の役割分担を見直したうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金は廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 3 地域自主戦略交付金の制度設計にあたっては、自治体間の財政調整は行わず、地方の施策・事業の必要額を確保するとともに、使途については、現行補助金所管府省の枠を超えた、地方にとって自由度の高いものとする。
- 4 市町村への導入の際には、地方公共団体の意見を十分に取り入れるとともに、地方の予算編成に支障を来さないよう、早期に制度設計を行い提示すること。

■ 基本的な考え方

○ 地域自主戦略交付金の対象から除くべきもの

対象から除くべきもの	例
全国統一の基準で取り扱うことが望ましい、国が担うべき分野であって、地方の裁量の余地がないもの	生活保護、子ども手当、国民健康保険 など
個別の事情により特定の地域に対し交付されているもの	電源立地交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、防衛施設に関するもの など
重点的、臨時巨額な財政需要が必要なもの	災害対策、我が国の成長戦略など国策として行うもの など
その他	国庫委託金、国有資産所在地市町村交付金、交通安全対策特別交付金、その他国家補償的性格のもの など

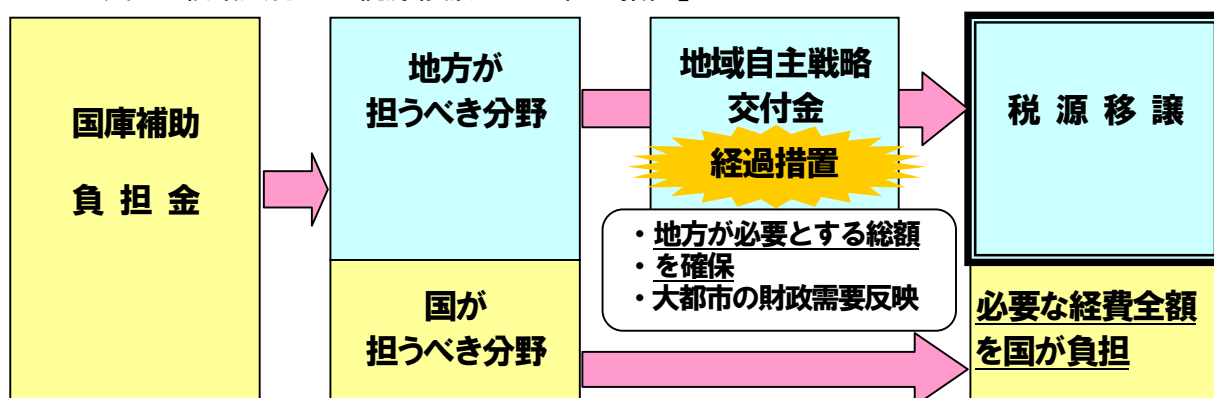
○ 地域自主戦略交付金の総額・配分

総額	・地方の安定的な財政運営に十分配慮すること。 ・国の財政再建を目的に、スリム化と称した削減は行わず、地方の施策・事業の必要額を確保すること。
配分	・地域自主戦略交付金での自治体間の財政調整は行わないこと。 ・人口などをメインとしつつ、大都市特有の財政需要や権能を反映できる客観的指標により配分すること。

○ 地方の自由度の拡大と国との関わり

自由度の拡大	括り方は、現行補助金所管府省の枠を超えた、一つの大きな『一括』の交付金とし、施策分野や経常、投資の区分を設けず、地方にとって自由度の高いものとする。
国との関わり	国の箇所付けを廃止し原則として事業計画の提出を不要とするなど、地方への国の事前関与をできるかぎり縮小すること。

◇ 「地域自主戦略交付金は税源移譲までの経過措置」のイメージ



◇ 括り方と使途のイメージ



◇ 地域自主戦略交付金の対象とする国庫補助負担金（平成23年度国予算ベース）

（単位：億円）

性質	社会保障	義務教育	その他	合計
経常	6,008 児童保護費等負担金 児童育成事業費補助金 子育て支援交付金 地域生活支援事業費補助金 疾病予防対策事業費等補助金 他	15,690 義務教育費国庫負担金 他	493 地籍調査費負担金 他	22,191
投資	255 社会福祉施設等施設整備補助金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 他	887 学校施設環境改善交付金 公立学校施設整備費負担金 他	21,659 社会資本整備総合交付金 地域再生基盤強化交付金 循環型社会形成推進交付金 地域連携推進事業費補助 他	22,801
合計	6,263	16,577	22,152	44,992

※ 指定都市市長会事務局試算によるもの。

※ 社会保障・義務教育関係については、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものに限定して地域自主戦略交付金の対象外とするが、個別に精査する必要がある。

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

指定都市の事務配分や財政需要に応じた税財源の充実確保について

【総務省・文部科学省】

■ 要請事項

- 1 真に国・道府県が担うべき事務以外は、全て指定都市の事務とするとともに、国・道府県による関与は廃止すること。
- 2 地域の実情に応じた施策・事業を自主的かつ総合的に実施するためには、事務権限と同時に、それを処理するために必要な経費にかかる自主財源が不可欠であるので、指定都市の役割分担に見合う自主財源を制度的に保障するために、大都市特例税制を創設すること。
- 3 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額を税源移譲すること。また、指定都市への道府県費負担教職員の給与費負担の移管にあたっては、平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、大都市特例税制を創設し、移管に伴って生じる事務関係費を含めた所要額全額について税源移譲を行うこと。
- 4 大都市には特有の財政需要があることを考慮して、消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

■ 要請の背景

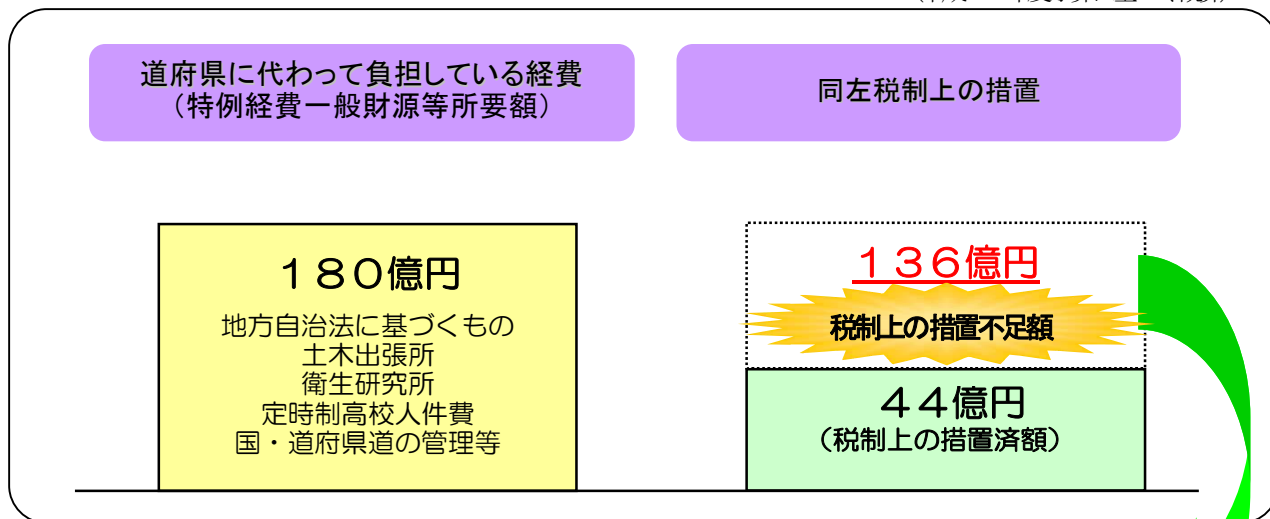
- 指定都市制度は50年以上前に「暫定的な措置」として創設されたものでありますが、指定都市への事務配分は特例的・部分的であり、一体性・総合性を欠いていること、道府県との役割分担があいまいであることなどにより行政運営に弊害が生

じています。また、指定都市では事務配分の特例により道府県に代わって事務を行っているにもかかわらず、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であり、一般市と同一の税制が適用されているなど、所要額が税制上確保されていません。

- 指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生しています。
- 平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、道府県費負担教職員給与費の移管の問題も含め、今後これらの移譲すべき事務に係る税源についての措置が必要となります。
- 指定都市は、一般市と同様に市民に身近な基礎自治体としての役割を果たすとともに、人口の稠密化や産業・経済活動の集積による大都市特有の財政需要を抱えています。

[大都市特例事務に係る税制上の措置不足(川崎市)]

(平成22年度予算に基づく概算)



これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額についてさらに税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約417億円

この要請文の担当課／財政局財政部資金課
／教育委員会事務局勤労課

TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2721

川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 我が国最大の総合港湾である京浜三港の一翼を担う川崎港が、国際港湾として適切に機能できるよう、港湾整備等に必要な財政措置を講ずること。
- 2 京浜三港の国際競争力の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備促進の財源を確保すること。
- 3 浮島2期廃棄物埋立護岸の整備に必要な財政措置を講ずること。
- 4 港湾施設の老朽化に対応した維持管理や、施設の延命化にかかる事業の拡充に必要な財政措置を講ずること。
- 5 災害時における、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。

■ 要請の背景

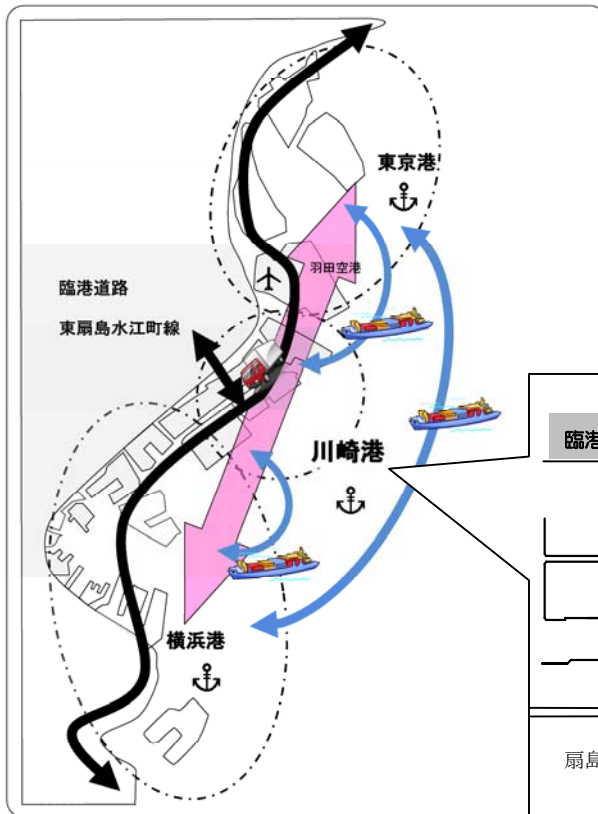
- 京浜三港は、世界トップレベルの港湾を目指し、国際コンテナ戦略港湾の取組を進めるとともに、合理的な施設及び機能の配置や貨物集荷等に係る諸施策を展開していることから、これら施策の財源確保が必要です。
- 臨海部道路ネットワークの充実による物流機能強化及び市街地と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急輸送路の確保のため、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備を推進し、川崎港を含む京浜三港の国際競争力の強化を図ることが必要です。
- 市民生活や社会諸活動を支え持続的社会的実現に向け、市内から発生する一般廃棄物・建設発生土等を適切に処分するための最終処分場の確保が求められています。
- 大規模災害時には東扇島東公園の基幹的広域防災拠点機能へのスムーズな機能転換をはじめ、港湾機能の早期復旧が重要であることから、港湾における国を含めた協働体制を早期に確立し、災害に強い港づくりを推進することが必要となっています。

■ 費用

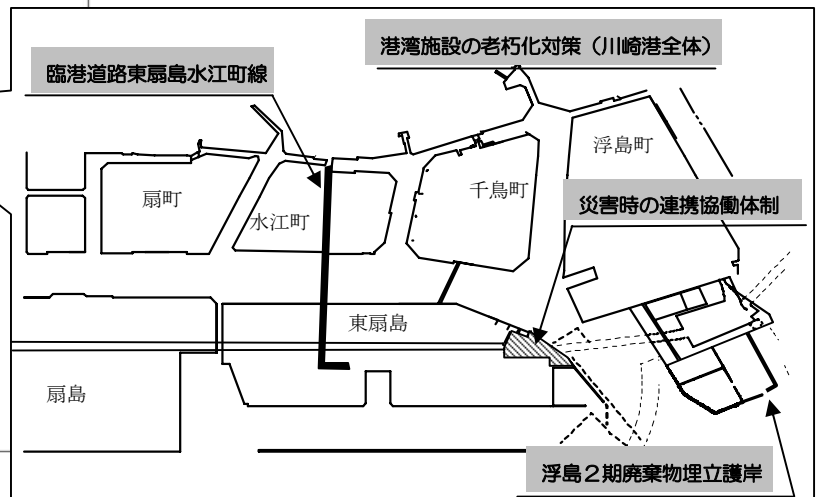
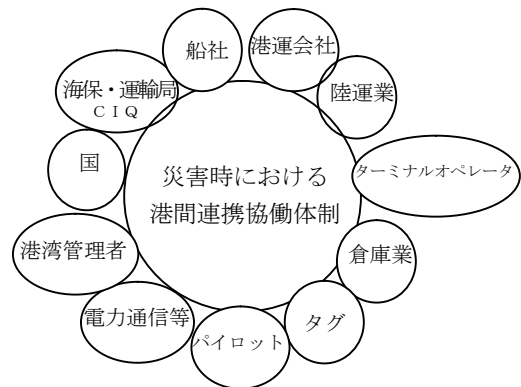
- 平成24年度計画事業費 約99億円（国費 約50億円）
- ・臨港道路（東扇島・水江町線）整備、浮島2期廃棄物埋立護岸の整備等

■ 効果

- 大規模災害発生時における緊急物資輸送経路確保と支援体制の充実
- 一般廃棄物、建設発生土等の適正処分による快適な市民生活や都市活動の維持
- 国際競争力の強化及び港湾物流の効率化・高度化に対応した物流機能の強化
- 港湾施設の良好な維持管理
- 災害時の広域連携



京浜三港位置図



要望内容

この要請文の担当課／港湾局港湾経営部整備計画課 TEL 044-200-3061

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 東京湾岸地域を結ぶ道路交通網など京浜臨海部全体の交通ネットワーク基盤の整備・充実について、必要な措置を図ること。
- 2 羽田連絡道路の整備については、早期にルート・構造の検討を進め、国主体による事業として着手すること。
- 3 羽田空港及び京浜三港の国際競争力強化等を図る即効対策として、高速湾岸線等の料金を大幅に引き下げるとともに、扇島から直接、高速湾岸線へアクセス可能となるようインターチェンジ等を設置すること。

■ 要請の背景

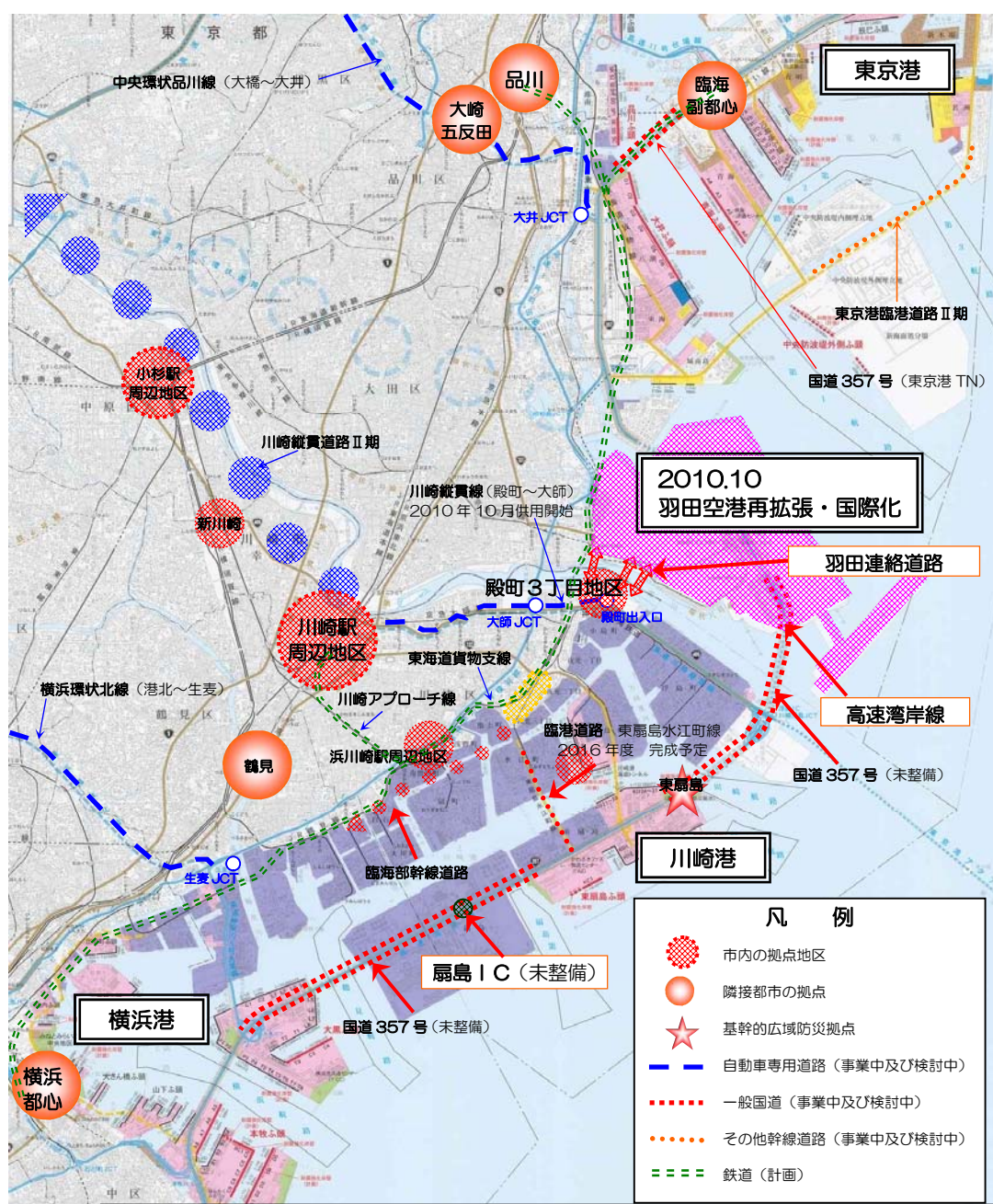
- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。
- 臨海部の交通基盤は、こうした経済・産業活動を支える上で重要な役割を担っており、臨海部全体の活性化や大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要です。
- 特に、臨海部では内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、内陸部から湾岸部への交通誘導や臨海部各地区へのアクセス改善などによる環境にも配慮した安全かつ円滑な交通機能の確保が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜三港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、国道357号など広域的な幹線道路ネットワークの整備が求

められていますが、一方で、その整備には膨大な事業費と長い期間を要することから、既存の社会資本を活用し、早期に効果が発現される取組が必要であると考えます。

- また、昨年10月に再国際化された羽田空港では、空港と周辺地域や後背地とを連結する交通ネットワークの強化が求められており、とりわけ空港利用者の利便性向上のため神奈川方面からの空港アクセスの改善が急務となっています。

■ 効果等

- 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化
- 空港へのアクセス改善
- 沿道環境の改善
- 災害対応能力の向上



殿町3丁目地区を中心とする国際競争拠点の整備推進と国際戦略総合特別区域の指定について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 殿町3丁目地区を中心とするライフサイエンス・環境分野の研究開発拠点整備についての必要な財政措置を講ずること。
- 2 ライフサイエンス・環境分野の産業集積を図るため、先端的な研究開発に取り組む中小企業やベンチャー企業等の進出支援をするとともに、関連する国や大学等の公的研究機関の誘導について特段の配慮を図ること。
- 3 我が国の国際競争力強化のため、先端医療開発特区の取組を核に研究開発・関連産業の立地や集積を推進するよう研究資金等の重点化・集中配分を図ること。

■ 要請の背景

- 首都圏には、我が国を代表する先端技術や高度なものづくり技術を有する企業や研究開発機関が集積されており、今後においても国際競争力の強化に資する多様な資源を活かし日本の経済を牽引する重要なエリアです。
- この首都圏の中心に位置する川崎臨海部については、殿町3丁目地区を中心に、羽田空港の24時間国際拠点空港化の効果を最大限に発揮し、首都圏全体の活性化、さらには我が国の国際競争力の強化に資するため、ライフサイエンス・環境分野の高度な先端技術を有する研究機関・企業等が集積した研究開発拠点の形成や、国際拠点空港の補完機能としての臨空関連産業等の集積による拠点形成を目指しています。
- とりわけ、先端医療開発特区を中心とするライフサイエンス分野の取組については、神奈川県・横浜市とともに、総合特別区域法に基づく国際戦略総合特別区域の指定を受け、研究から製品化まで一体的な取組による国際競争力の強化に資する研究開発拠点の形成を目指しています。

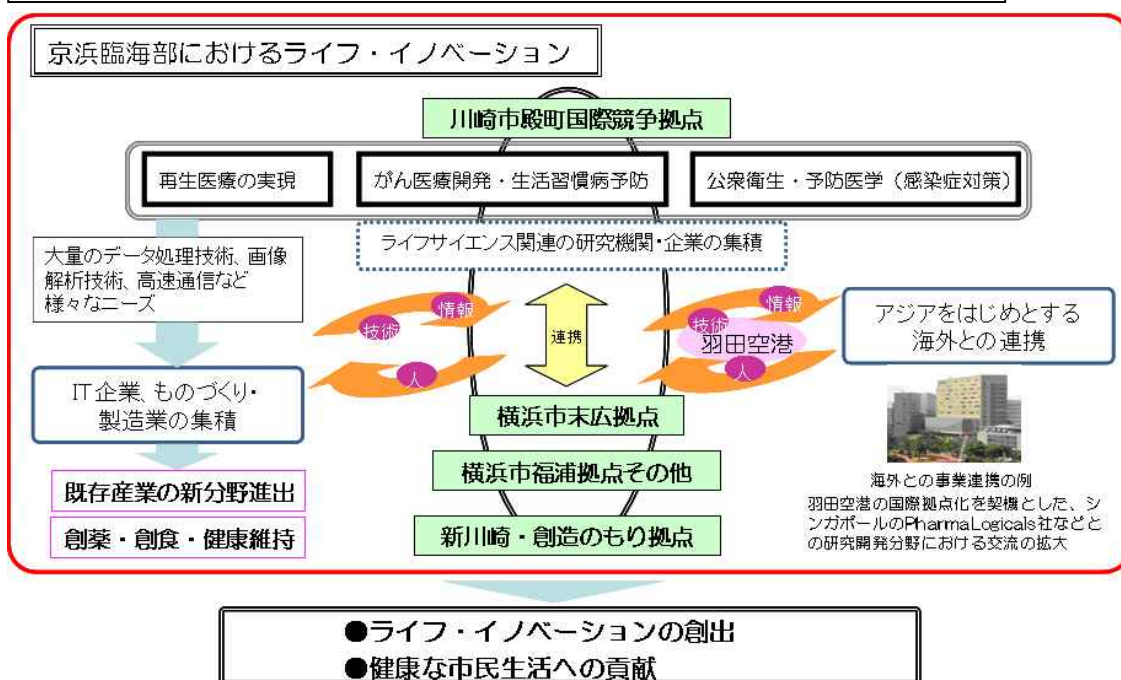
■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発・臨空関連機能の集積

殿町地区の位置図



ライフサイエンス分野の国際競争拠点整備のイメージ図



この要請文の担当課／総合企画局神奈川口・臨海部整備推進室 TEL 044-200-3738

ナノ・マイクロ理工学分野における産学官共同研究拠点の形成促進について

【文部科学省・経済産業省】

■ 要請事項

ナノ・マイクロ理工学分野の研究成果を産業化に結びつけ、我が国経済を牽引する首都圏全体の産業イノベーションを創出するためには、「新川崎・創造のもり」地区において産学官共同研究拠点の形成促進を図ることが必要であることから、大学等と企業の橋渡しを行うコーディネート事業に対する財政措置や産学連携を推進する機関の立地など、産学連携による先端研究開発への支援を講ずること。

■ 要請の背景

- 「新川崎・創造のもり」地区においては、慶應義塾大学、早稲田大学、東京工業大学、東京大学からなる「4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム」が活動拠点を設け、川崎市との連携のもと、先端研究設備等を活用したナノ・マイクロ理工学分野の先端研究開発を実施しています。
- また、平成24年度にはクリーンルームを完備した産学官共同研究施設が竣工し、先端計測機器等の共同利用も開始されることから、ナノ・マイクロ理工学分野の企業、研究者がこれまで以上に集積し、新技術の開発が進むことが期待されます。
- これからは先端研究開発の成果を地域産業界と連携して新産業・新事業の創出につなげ、地域経済の活性化、さらには我が国のものづくり力を継続的に高めていくイノベーションを創出することが求められています。
- このようなことから、本拠点到企業等を対象とした教育・人材育成機能、企業の成長を支援するインキュベーション機能、最先端の研究機器を活用した産学共同研究機能等を整備し、川崎市のみならず首都圏全体の産業イノベーションを創出するため、大学がもつ先端研究の成果や高度な知識を地域産業界に移転する橋渡し、主体間のコーディネートを行う事業への財政措置や関係機関の立地が必要です。

■ 効果等

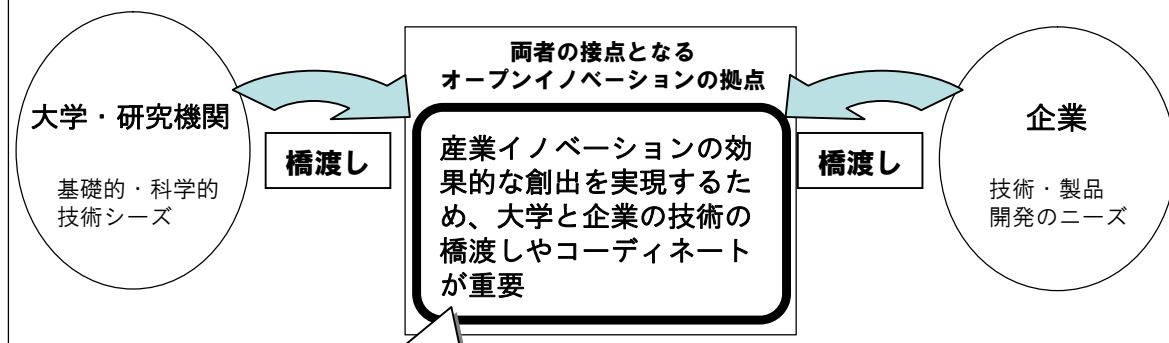
- 地域産業界におけるものづくり力の基盤技術を継続的に高度化するとともに、幅広い分野での産業イノベーションを創出し、「新成長戦略」の実現に大きく貢献します。

ナノ・マイクロ理工学分野における産学官共同研究拠点の形成

オープンイノベーションの推進による効果的・効率的な新技術・新製品開発の実現

企業のプロダクトイノベーションを効果的に促進するため、大学等の優れた技術シーズと企業の産業技術を繋ぐオープンイノベーションの仕組み（研究環境、コーディネート機能等）が必要

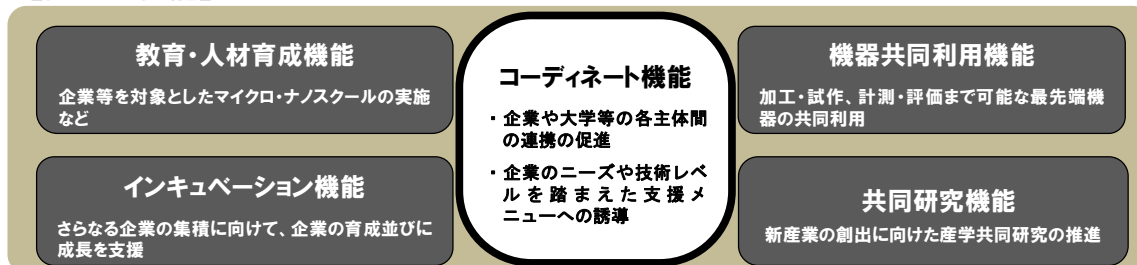
【イノベーションの促進のための接点の創出】



国の支援

拠点の機能を高め、首都圏全体の産業イノベーションを創出

【拠点の機能】



【拠点の特徴】

- ・ 750㎡のクリーンルーム、実験スペースを整備し、企業等に開放
- ・ 4大学コンソーシアムの有する最先端研究機器を企業等に開放
- ・ ラボ仕様、オフィス仕様の居室を整備し、産学共同研究を促進

【主な先端研究（開発）プロジェクト】

- 拡張ナノ空間を利用した基盤・応用技術
- ライフイノベーション（高度医療診断分析装置のパーソナル化）
- エネルギーイノベーション（環境負荷低減デバイス材料・システム化技術）等



ナノ・マイクロ技術を活用することにより、地域産業界のものづくり力の基盤技術を継続的に高度化するとともに、幅広い産業分野での産業イノベーションの創出を実現

この要請文の担当／総合企画局創造のもり・大学連携担当 TEL 044-200-3712

生活保護制度の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

制度疲労を起こしている生活保護制度を時代に即したものとするため、抜本的な改革に取り組むこと。

■ 要請の背景

- 生活保護制度は、生活保護法第1条の規定により、憲法第25条の理念に基づき、国が国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであり、国の責任において全国一律に実施する制度です。したがって、本来的には国がその費用の全額を負担すべきものです。
- 制度の制定から60年以上を経過し、そのため社会経済構造の大きな変化に充分対応できなくなっているなど、制度疲労を起こしています。
- 指定都市市長会から「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」において、また、全国市長会から「生活保護制度に関する重点提言」において生活保護の適正化にむけて必要な法改正等、抜本的な制度の見直しの取り組みについて提案しています。

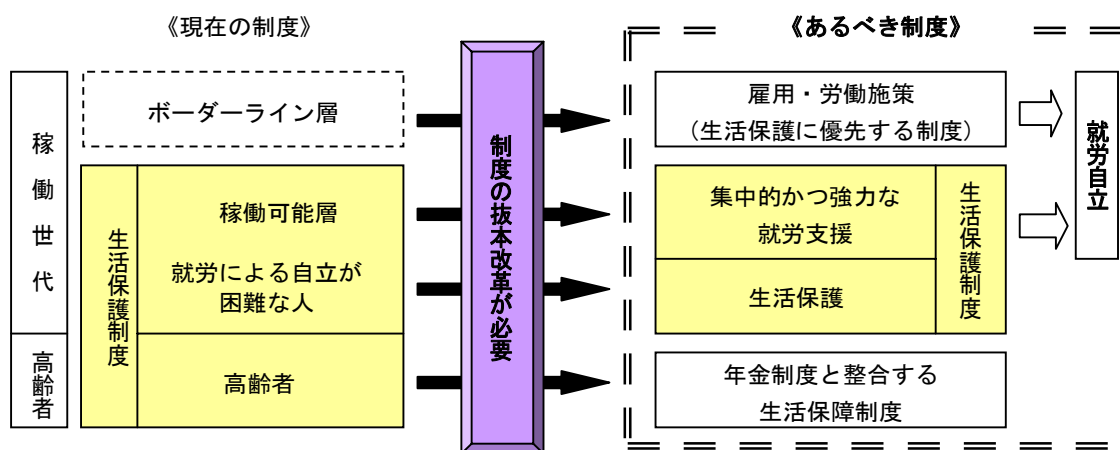
■ 費用

- 生活保護扶助費推移

(単位：億円)

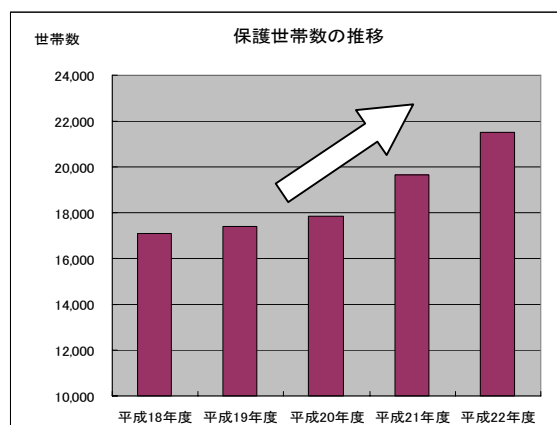
	H21予算	H22予算	H23予算
扶助費	450	510	570
うち国負担	334	380	424
うち市負担	116	130	146
市負担対前年増加率		+12.1%	+12.3%

生活保護制度の抜本的改革

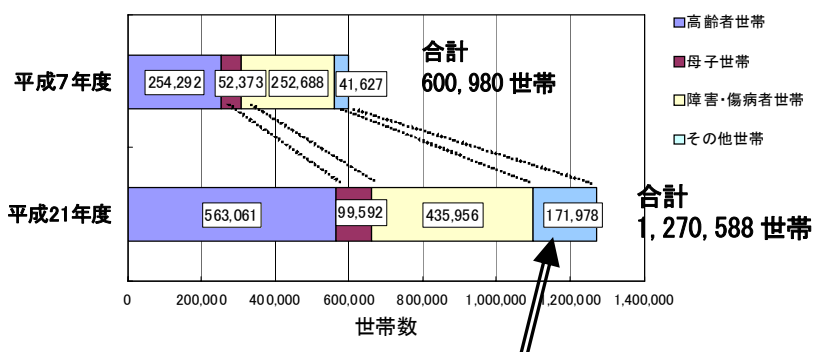


※H22. 10. 20 指定都市市長会提案資料から抜粋

本市では、保護世帯・人員ともに 急増！
予算額(H22→H23)も 60 億円増加

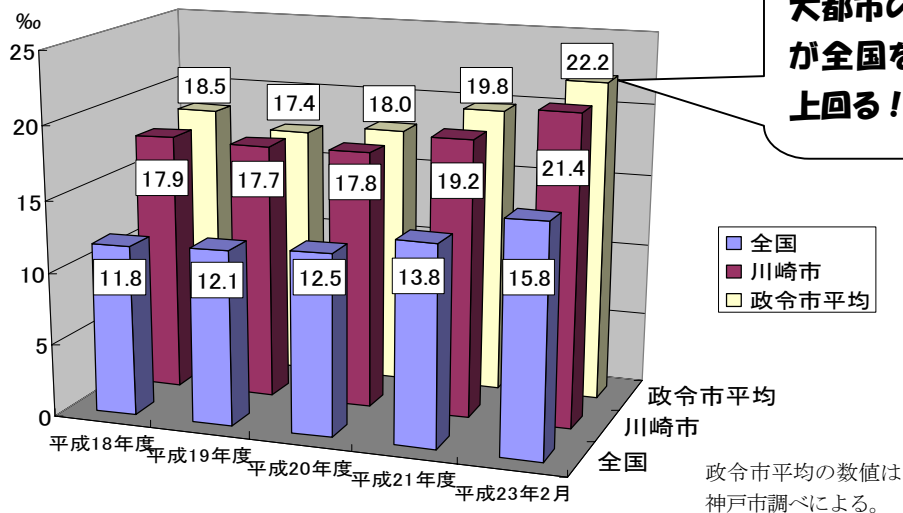


世帯類型別保護世帯数の推移（全国）



その他世帯が4倍に！

全国・政令市・川崎市の保護率推移（各年度平均）



大都市の保護率
が全国を大きく
上回る！

子育て家庭への手当支給制度について

【厚生労働省】

■ 要請事項

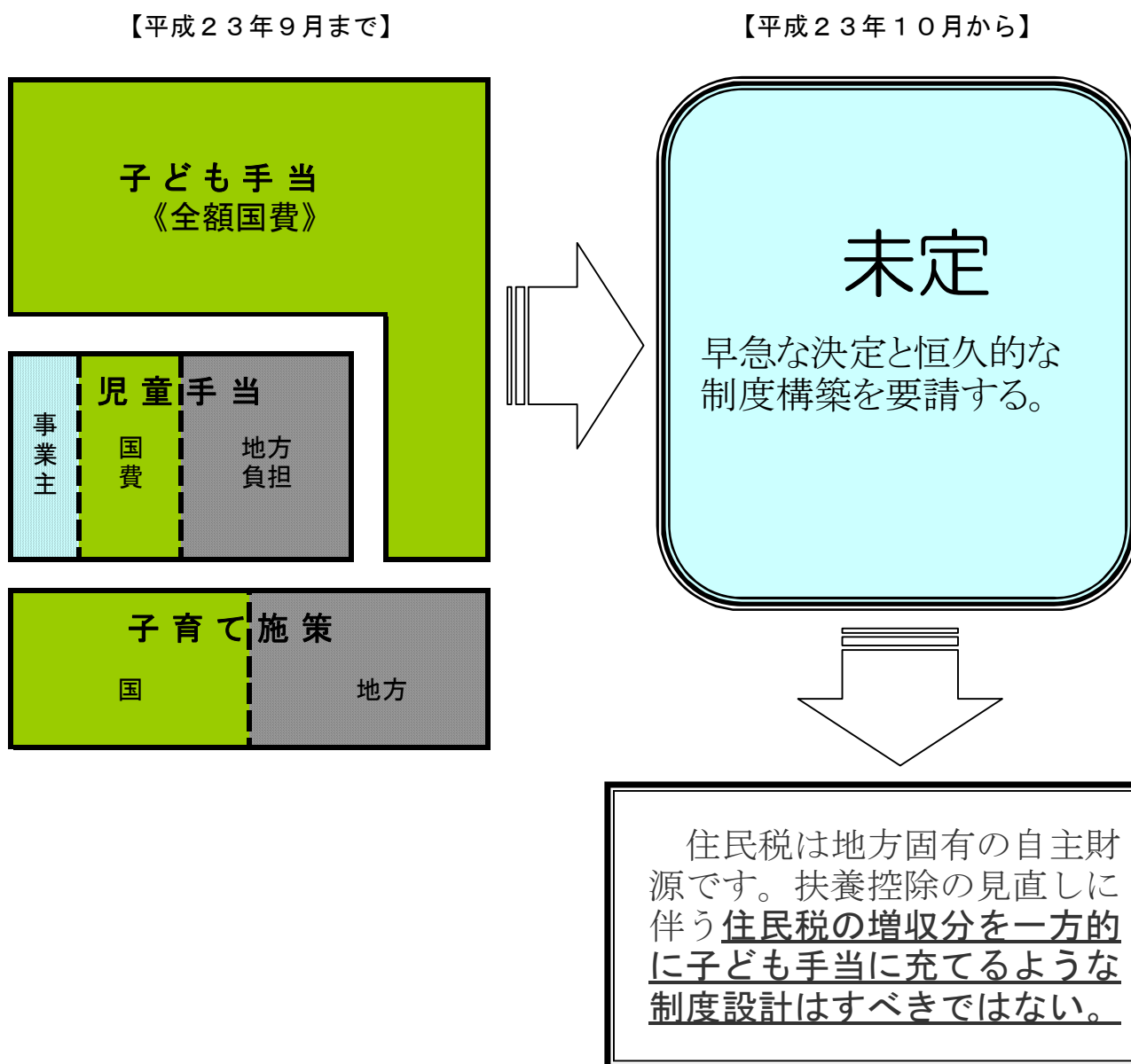
- 1 平成23年10月以降の子育て家庭への手当支給制度を早急に決定すること。
- 2 次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援するのは国の責務であることから、全額国庫負担とすること。
- 3 子育て家庭を経済的に支援する手当の制度設計にあたっては、国と地方の役割分担とその理由を明確にするとともに、国と地方の十分な意見交換の場を設け、市民生活に混乱を招くことのないよう、安定した制度実施に向け中長期的ビジョンに立った法整備を図ること。
- 4 子育て家庭への手当支給の財源に、諸控除の見直しに伴う住民税の増収分を充てるとされているが、地方固有の自主財源である住民税の用途を国が一方的に限定しないこと。

■ 要請の背景

- 平成22年4月から始まった子ども手当制度は時限立法によるものであるため、政府は国会に内容を拡充した平成23年度法案を提出しましたが、成立が困難になり、暫定的に平成22年度と同じ制度を6か月間延長する措置がとられました。
- 平成23年10月以降の制度運営については、見通しが立たない状況であり、子育て家庭への手当支給が不安定な状態が長期化する事態は、制度の趣旨からも避ける必要があります。また、制度変更が度重なればその都度執行体制の変更を行うこととなり、地方にとって多大な負担を伴います。今後は、安定した制度となるよう、国と地方が十分な意見交換の上、中長期的ビジョンに立った法整備を図ることが必要です。

- 子ども手当に関する平成21年12月23日付け4大臣合意文書並びに平成22年12月20日付け5大臣合意文書では、住民税の扶養控除廃止による増収分を最終的に子ども手当の財源として活用することが記載されています。地方固有の自主財源である住民税は、地方の裁量と創意工夫により使われるべきものであり、国が決めた施策事業のため、一方的に用途を限定することがあってはなりません。

子ども手当等について（イメージ図）



保育所整備推進及び保育所職員配置基準の改善に対する継続的な措置について

【厚生労働省】

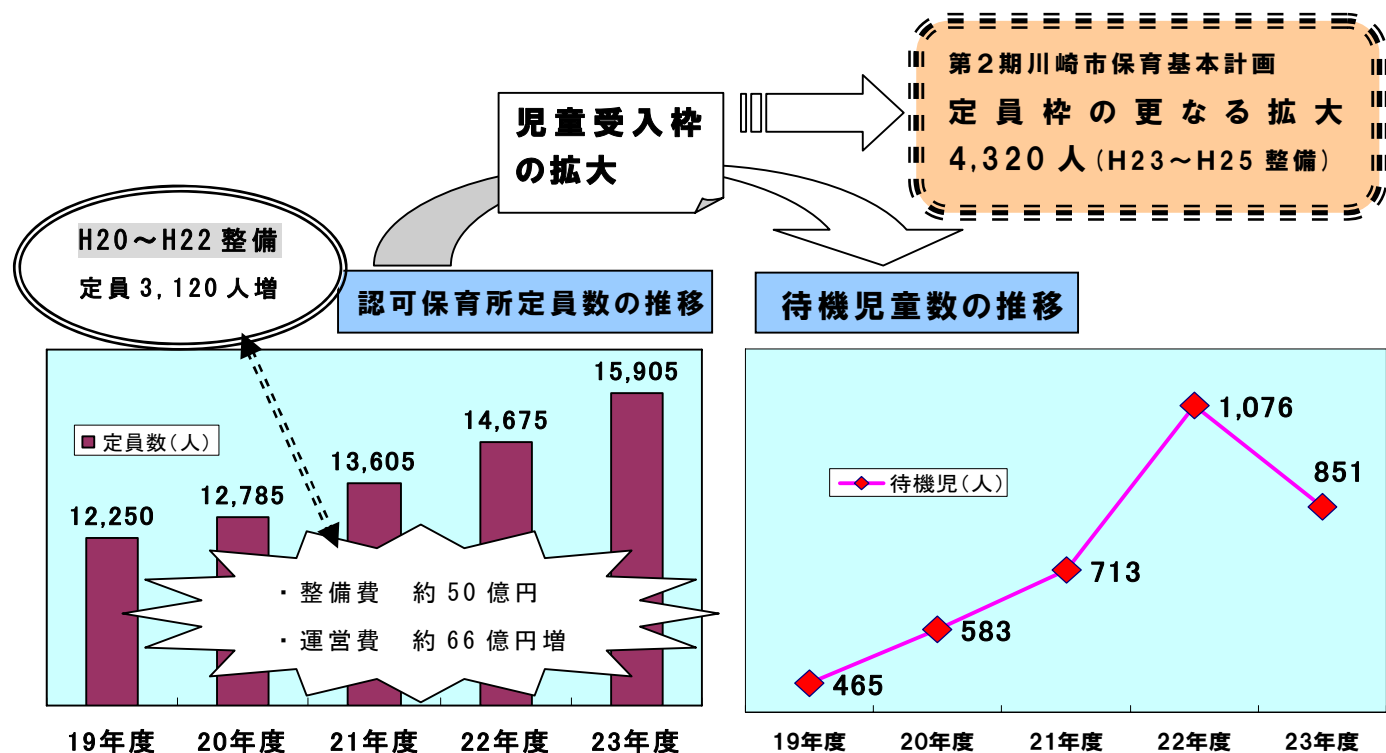
■ 要請事項

- 1 増大する保育ニーズに伴う保育所の増設に対応するよう、安心こども基金の継続等、必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 2 保育需要や保育ニーズの多様化に対応するため、認可外保育施設の充実に向けた制度の構築を図ること。
- 3 本市における児童福祉施設最低基準を上回る職員配置基準に即した、財政措置の充実を図ること。
- 4 電力需給対策に伴う就業時間変更に対応するため、財政措置の充実を図ること。
- 5 着実な保育所整備を進めるため、国有地の無償貸与制度を創設すること。

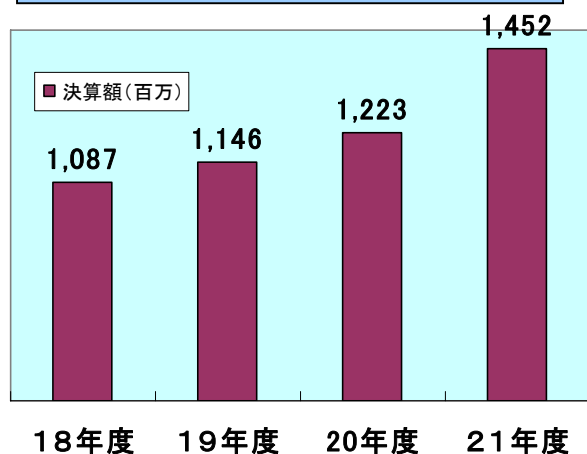
■ 要請の背景

- 本市では、「川崎市保育基本計画」を策定し、保育環境の整備等の充実に取り組んできました。計画策定後も、利用申請数が大幅に増加し、緊急対応策を講じながら、計画の目標量を上回る事業を展開しています。また、平成23年3月には「第2期川崎市保育基本計画」を策定し、新たな施策目標を設定したところです。
- 入所受入枠の拡大を図るため、保育所の増設を推進してきたことから、運営費及び整備費の財政負担も増大しています。また、本市においては、良好な保育環境を確保するため、独自に国基準を上回る職員配置基準を定めています。

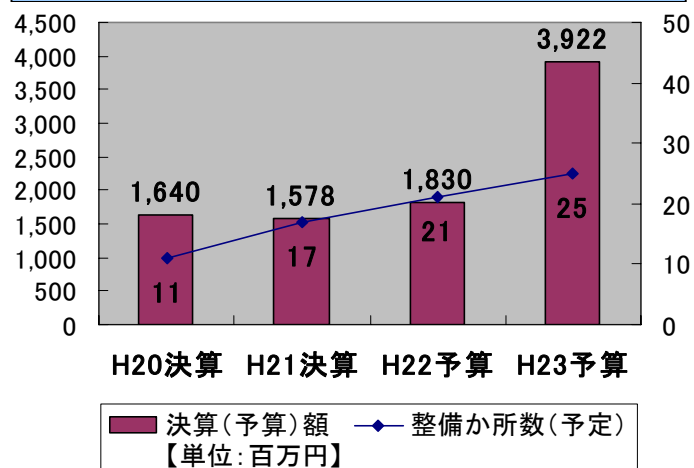
整備費の補助に関しても、社会福祉法人等が保育所を設置しやすいよう、独自に国基準を上回る施設整備費補助を行っています。しかしながら、人口過密地域である本市においては、一定の敷地面積を備えた低廉で活用できる用地の確保が困難な状況となっており、無償による国有地の貸付制度の創設が必要です。
- 認可外保育施設は待機児童解消に大きな役割を果たしており、市単独で施設整備費や運営費の助成を行っています。国が実施する「認可外保育施設運営費支援事業」の対象は、児童福祉施設最低基準を満たす施設とされていますが、認可外保育施設の大半は当該事業の対象外施設であり、地方単独施策に対する財政支援が必要です。



認可外施設整備・運営費の推移



民設保育所整備数及び整備事業費の推移



川崎市保育所職員配置基準

	国基準	川崎市職員配置基準
保育士	0歳児のこども3人に対し 保育士1人	0歳児のこども3人に対し保育士1人 ※産休明けの受入を行う場合は1人加配
年休代替要員 (予備保育士)	0人	1施設に1人配置
休憩・休息要員 (充実保育士)	0人	保育士4人につき1人加配
調理員	調理員を置かなければ ならない(人数規定なし)	定員60~95人:調理員1人 定員120人:調理員2人 定員210人:調理員3人
用務員 年休代替要員 栄養士	0人	各々1施設に1人配置

国基準運営費では児童福祉施設最低基準を遵守し職員のローテーションを組むことは困難。最低基準を満たすため市独自の上げが必要。

この要請文の担当課/市民・こども局こども本部保育課・保育所整備推進室 TEL044-200-2662

